

# IASBがIFRSの年次改善（2012-2014年サイクル）の公開草案を公表

トーマツ IFRSセンター・オブ・エクセレンス

本IFRS in Focusは、年次改善プロセスの一環で、一般のコメントを募集するために2013年12月に公表された、公開草案ED/2013/11（本ED）に示されている4つの国際財務報告基準（IFRSs）の修正案を要約している。

## 要点

- 本公開草案は以下の基準を修正することを提案する。
  - －IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」－処分方法の変更
  - －IFRS第7号「金融商品：開示」－（i）サービシング契約及び（ii）要約期中財務諸表への相殺開示に関するIFRS第7号の修正の適用可能性
  - －IAS第19号「従業員給付」－割引率：地域市場の論点
  - －IAS第34号「期中財務報告」－「期中財務報告書の他の部分」における情報の開示
- 本修正案が最終化されれば、2016年1月1日以後開始する事業年度に発効し、早期適用も認められる。
- 本提案に対するコメントは、2014年3月13日を期限としている。

## なぜ本修正が提案されたか？

公開草案ED/2013/11「IFRSの年次改善（2012-2014年サイクル）」は、必要性はあるが、緊急でないIFRSsの修正である年次改善プロセスで公表された7番目の修正の集合体にあたる。

1日以後開始する事業年度である。早期適用は、全ての修正に認められることが提案されている。

企業は、全ての他の修正を早期適用することなく、IFRSの年次改善（2012-2014年サイクル）の個別の修正を早期適用することが認められる。

本EDに対するコメントは2014年3月13日が期限である。

## いつ修正案は適用されるか？

本修正の提案されている発効日は、2016年1月

## 公開草案で提案された変更は何か？

IFRS	トピック	修正案の内容
IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」	処分方法の変更	<p>本EDは、企業が資産（又は処分グループ）を、売却目的保有から分配目的保有に分類変更する場合（又はその逆の場合）、又は分配目的保有の会計処理が中止となる場合についての特定のガイダンスをIFRS第5号に提案する。本修正案は下記の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• そのような分類変更は、売却予定又は分配予定への変更、と考えるべきではなく、同じ分類、表示及び測定の要求事項を継続して適用すべきである。</li> <li>• もはや分配目的保有の基準を満たさない資産（かつ売却目的保有の基準を満たさない資産）は、売却目的保有として分類することを中止する資産と同様に扱われるべきである。</li> </ul> <p>本修正は将来に向かって適用することが提案されている。</p>

IFRS	トピック	修正案の内容
IFRS第7号「金融商品：開示」	サービシング契約	<p>本EDは、譲渡資産に関連して要求される開示の目的のため、サービシング契約が、譲渡資産の継続的関与にあたるかどうかを明確にする追加のガイダンスを提案する。IFRS第7号42C項（C）は、サービシング契約でのパススルー取引は、それ自体、譲渡開示要求の目的のため、継続的関与を有しないと述べている。しかし、実務上、ほとんどのサービシング契約は、資産の継続的関与となる追加の特性を有している。例えば、サービシング報酬の金額及び／又はタイミングが、回収される現金収入の金額及び／又はタイミングに依存する場合である。</p> <p>本修正案は、当該影響についてのガイダンスを追加する。本修正は将来に向かって適用され、初度適用企業の不利益を回避するため、IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」の結果的修正を含むことが提案されている。</p>
	要約期中財務諸表への、相殺開示に関するIFRS第7号の修正の適用可能性	<p>IFRS第7号に対する修正が、金融資産及び金融負債の相殺開示に関する開示要求事項（2011年12月に導入され、2013年1月1日以後開始する事業年度に発効）を要約期中財務諸表に含めるべきか、含めるならば、2013年1月1日以後すべての要約期中財務諸表か、又は初年度のみかに関する不確実性を取り除くために提案される。本EDは、相殺開示はすべての期中期間には明示的に要求されないことを明確にすることを提案する。しかし、当該開示は、IAS第34号「期中財務報告」に従うため、要約期中財務報告に含める必要がある場合がある。</p> <p>本修正は、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従い、遡及的に適用することが提案されている。</p>
IAS第9号「従業員給付」	割引率：地域市場の論点	<p>本EDは、退職後給付の割引率を見積もる際に使用される優良社債は、給付の支払時と同じ通貨とすべきであることを明確にするため、IAS第19号の修正を提案する。</p> <p>本修正案により、優良社債の市場の厚みは、通貨レベルで評価されることとなる。本修正は、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従い、遡及的に適用することが提案されている。</p>
IAS第34号「期中財務報告」	「期中財務報告書の他の部分」における情報の開示	<p>本EDは、IAS第34号で要求されている情報が、期中財務報告書内だが、期中財務諸表の外で、他の部分に表示される場合に、要求事項を明確化することを提案する。本修正は、そのような情報は、期中財務諸表から期中財務報告書の他の部分に相互参照する方法、すなわち期中財務諸表と同期間で、同時期に利用者に入手可能となる方法で組み込むことを要求する。</p> <p>本修正は、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従い、遡及的に適用することが提案されている。</p>

以上